

紺綬褒章等の授与基準について

〔 昭和55年11月28日 〕
閣 議 決 定

褒章条例による紺綬褒章又は紺綬褒章に係る褒状若しくは木杯の授与基準は、以下のとおりとする。

- 1 褒章条例第1条の規定により紺綬褒章を授与する場合の授与基準は、次のとおりとする。

寄附金額 500万円以上

- 2 褒章条例第2条の規定により紺綬褒章に代えて褒状を授与する場合の授与基準は、次のとおりとする。

寄附金額 1,000万円以上

- 3 寄附金額が1,500万円以上である場合には、褒章条例第5条の規定により紺綬褒章と併せて木杯を授与することとし、その場合の授与基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 木杯第五号 寄附金額 1,500万円以上2,500万円未満

(2) 木杯第六号 同 2,500万円以上5,000万円未満

(3) 木杯第七号 同 5,000万円以上

- 4 褒章条例第6条の規定により追賞する場合には、木杯又は褒状を授与することとし、その授与基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 褒状 寄附金額 500万円以上1,500万円未満

(2) 木杯第五号 同 1,500万円以上2,500万円未満

(3) 木杯第六号 同 2,500万円以上5,000万円未満

(4) 木杯第七号 同 5,000万円以上

- 5 本基準は、昭和56年1月1日から施行する。ただし、本基準の施行日より1年間は、前各号の規定中「500万円」とあるのは「300万円」と、「1,000万円」とあるのは「500万円」と、「1,500万円」とあるのは「900万円」と、「2,500万円」とあるのは「1,500万円」と、「5,000万円」とあるのは「3,000万円」とする。

- 6 本基準施行前に寄附したもので、本基準の施行日より1年以内に総理府賞勲局が申請を受け付けたものについては、なお従前の例による。

- 7 紺綬褒章等の授与基準について（昭和39年7月14日閣議決定）は、廃止する。